

ロシアによるウクライナへの侵略行為に断固抗議する決議

ロシアによるウクライナへの侵略は、国連憲章に違反し国際社会の平和と安全、秩序を著しく損なう暴挙であり断じて許すことはできない。既に先制攻撃により多数の民間人を含む人々の命が奪われている。

ウクライナ首都キエフをはじめ主要都市ではミサイルや航空機による非人道的な攻撃により、ウクライナの国民はもとよりウクライナに拠点を置く日本企業をはじめ現地在留邦人の生命が危ぶまれる事態に瀕している。

また、ロシアによる核兵器の使用を示唆する発言は、核兵器廃絶平和都市宣言を行っている本町にとって許し難いものである。

このような武力を背景にした一方的な現状変更は明白な国際法違反であり、国際秩序の根幹を揺るがすもので看過できない。

ここに大津町議会は、ロシアに対し、ウクライナの主権、領土、国民への侵略軍事行動を即刻中止するよう求めるものである。

政府においては、現地在留邦人の安全確保に努め国際社会と密接に連携し毅然たる態度をもってロシアに対し制裁の徹底強化を図り、即時無条件の戦力の撤退、非人道的行為の中止をロシアに求めるよう要請する。

以上、決議する。

令和4年3月7日

熊本県菊池郡大津町議会